
プロジェクト **資本の特徴を有する金融商品**

項目 **第 140 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準委員会（IASB）が公表した、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に対する事務局の気付事項について、第 140 回 ASAF 対応専門委員会（2024 年 2 月 28 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

聞かれた意見

（質問 1 分類 関連する法律又は規則の影響について）

事務局の気付事項について

2. 事務局の気付事項は、経済的実態が同じものは同じように会計処理すべきであるという趣旨と理解しているため、賛同する。これに関して、法律で剰余金の 10%の配当を要求している中で、さらに契約上、剰余金の 20%の配当を行うことを規定している場合、公開草案では、全体で検討することを要求していると理解しているため、結局、法律の影響も考慮しなければならないケースが生じ得るのではないかと考えている。
3. 事務局が反対する理由は、IASB の提案に基づくと、経済的実質を反映しない可能性があるためだと理解している。しかし、IASB の公開草案が、現行実務を大きく変更するような修正は行わないという基本的方針に基づき作成されていることを受け入れるのであれば、IASB の提案は止むを得ないものと理解している。このため、事務局の気付事項はこの IASB の基本方針への反対を意図しているかどうかを確認したい。
4. 公開草案では、経済的実質が同じ取引は、同じように資本又は負債に分類し、会計処理されるべきであると主張されていることを踏まえると、気付事項の趣旨に沿った代替案を提示することは容易でないと考えている。
5. IFRS は負債の定義が非常に厳格で、経済的実態が法的形式よりも優先されるという理解しているが、事務局が具体的にどの点について反対しているのか明らかになるようにしてほしい。

（質問 3 分類 企業自身の資本性金融商品を購入する義務について）

事務局の気付事項について

6. NCI プットに関して IASB の提案に基本的に異論はないとする事務局の気付事項については賛同する。

負債の測定について他の会計基準における測定の考え方との違いについて

7. 公開草案では、従来記載されていた「IFRS 第 9 号に準拠して」という文言を削除することを提案しているため、企業自身の資本性金融商品を購入する義務については、IFRS 第 9 号とは異なる当初測定及び事後測定で行うと理解している。この場合、基準間の整合性が問題になると考えており、例えば、この金融商品を IFRS 第 9 号の範囲から除外するの否か、公正価値測定の開示の範囲に含めるの否かといった点は、実務上問題になるため、明らかにしてほしいと考えている。
8. IASB が測定において確率を考慮しないという点は、実務上の負担や見積りの困難性に配慮した方法だと考えられるため、現実的な解決策であると考えており、賛同する。ただし、NCI プット負債は金融負債とされているため、測定についてコメントする場合には、IAS 第 37 号における測定との整合性よりも、IFRS 第 9 号の測定との整合性の方からコメントを行う方がよいと考える。なお、NCI プット負債で決済される金額は、固定金額の場合だけでなく、様々な条件が組み込まれて金額が変動する場合があるため、それを踏まえて、コメント案を作成する必要があると考える。
9. 基準間の整合性については、確率や見積りの期間等が分類のポイントになると理解しているが、それらを考慮しないとする提案が実務上の困難さを論拠にしているのであれば、気付事項で指摘するような測定の考え方の整理を綺麗に行うことができるのか疑問である。

(質問 9 経過措置)

10. 公開草案では完全遡及適用のみ認めていることに関して、日本では引き続き IFRS 会計基準を新規で適用する企業があり、そうした中で IAS 第 32 号の遡及適用が難しい場合があることを踏まえると、初度適用企業に対する配慮（例えば、移行日時点の状況のみを考慮すれば足りる等）を提案することも考えられる。

以 上